

広島県告示第九百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十一年一月十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市鞆町鞆字西町九〇二番地先から 福山市鞆町鞆字西町九〇六番地先まで	平成三〇年十二月二十七日